

要 求 事 項

- 1、現在支給の月給三割増給せられたし
 - 2、月給制度確立されたし
 - 3、日曜祭日早朝出勤手当支給せられたし
 - 4、解雇手当制定されたし
一、勤続一年に付月給一ヶ月分支給されたし
二、月端数は十二ヶ月を以て分割支給すること
三、退職の場合解雇手当の半額を支給されたし
 - 5、壽館従業員を増員されたし
 - 6、本争議に於て犠牲者を出さざること
 - 7、本争議費用並に給料館主負擔とされたし
- 追記 本款願事項は三館共通

十二
過

中心分子山上某外参加者全員は市内春の町社大黨縣聯事務所
に集合し此處を争議團本部として籠城することに決し全總九
聯争議部長官崎太郎等の來援を得翌六日午后四時頃款願書を
館主に提示し明七日正午四答を約して引揚げたのである。
館主に在りては一度の交渉もなく罷業を決定せる従業員(能
度)に憤激し全員解雇も辭せずとて即時北九州映畫聯協會長
並に市内劇場組合に報告し應援を求めて營業を續けた。
日頃館主との親好ある眞鍋某は暴急双方の強硬なる態度を要
慮し早急和解せしむ可く一應館主の意圖を質したる後争議團
本部を訪れ組合幹部と懇談し館主の腹案に基く四答案を提示
したる處その誠意を認め争議團員に報告したる結果一同も已
むなしとて之を承認したるを以て七日双方代表會見し左の條
件を覺書として手交し解決したのである。